



上尾市

農業委員会だより

第17号
令和4年8月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



自宅前の直売所



シャインマスカット



住宅街に囲まれた上尾市本町で、露地野菜やブドウの直売を営む鈴木西農園の園主・鈴木圭一さんです。年間を通して多品目の野菜を栽培し、自宅前の直売所や上尾駅西口の直売組合、毎月開催されるあげお朝市にも出店し、新鮮な地場産野菜には大勢のファンがいます。また、先代からブドウ栽培も手掛けており、定評のある巨峰やヒムロットの他、平成27年頃からはシャインマスカットの栽培も始めました。9月上旬頃に収穫を迎えるシャインマスカットは、新たな上尾の味覚として、市民の楽しみの一つになっています。

就任のあいさつ

上尾市農業委員会

会長 今川 修一

暑中お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

上尾市農業委員会は令和4年4月3日に改選があり、11名の農業委員が任命され、9名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

また、翌4月4日の臨時総会において、引き続き会長職に指名を頂き、身の引き締まる思いでございます。

さて、最近の農業を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化、遊休農地の増加、更に燃油や物価の高騰により、現在もコロナ禍や世界情勢の影響も加わり、厳しい状況が続いております。

農業委員会としては、両委員20名で力を合わせ、その機能を最大限発揮し、上尾市の農業のさらなる発展のために積極的に活動すると共に、農家の皆さまの期待に応えられるよう取り組んでまいりますので、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任のあいさつとさせていただきます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

上尾



●鈴木 智一

原市



●黒須 邦昭



◆黒須 信明



よろしくお願
い
します。

平方



◎今川 修一



●新木 英男



◆國嶋 亮子



◆松本 弘道

大石



●藤波 貢



●山岸 進



◆小川 好次



◆槇本 光



◆矢部 茂

上平



○●内田 栄作



●平野 修一



◆市村 英一



◆大塚 忠男

大谷



●安藤 敏男



●千葉 ふみ子
(中立委員)



●藤倉 和則



◆新井 幸夫

- ◎会長
- 会長代理
- 農業委員会委員
- ◆農地利用最適化推進委員

農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するよう促します。

今年も8月から10月ごろにかけて地区ごとに実施します。

調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロール実施者は、
緑色の帽子と緑色の腕章を
身に着けています



農地の適正な管理をお願いします

◆ 農地の埋め立てについて

農地に土を埋め立てる場合、農地法及び市のたい積条例に基づく手続きが必要です。

- ・埋め立てには形状や高さの制限があり、埋め立て後の作付計画などを含めた審査を行います。
- ・手続きを怠って埋め立てを行った場合、元の状態に戻していただくことになります。

※「農地のかさ上げをして有効利用をしないか?」、「農地へ少し土を入れさせてもらえないか?」など、甘い言葉で巧みに誘い、工事残土の処分を目的とした業者にご注意ください。

◆ 農地の転用について

農地を農地以外にする（農地転用）ときは、農地法に基づく許可（市街化区域では届出）が必要です。

- ・手続きをせずに転用を行うと農地法違反となり、農地の状態に戻していただきます。
- ・また、計画しようとする農地転用ができなくなることがあります。その他、法人は1億円以下の罰金、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

◆ 耕作放棄地について

適正な管理をお願いします。

- ・雑草の種や病害虫の発生の原因になり、周辺の農地に迷惑を及ぼします。
- ・冬季に枯草となり周辺住民に火災の不安を抱かせます。
- ・不法投棄の温床になってしまいます。



◆ 農地の貸し借りについて

農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく手続きが必要です。

・法律に基づく手続きをしていない家庭菜園などの貸し借りは「ヤミ貸し」「ヤミ耕作」などと呼ばれトラブルの原因となるだけでなく、土地所有者が必要とする手続きができなくなることがあります。

上記に関するお問い合わせは、市農業委員会事務局（775-9694）までご連絡ください。

※農業経営基盤強化促進法については、市農政課（775-7384）にご連絡ください。

令和4年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査 (8.1調査) にご協力ください!

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。同封の記入例をご確認のうえ、ご記入をお願いします。

調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化（農地の貸借や売買等）の促進・各種証明書発行の際の基礎資料に役立てます。

調査対象者

市内の農地を10アール（1,000㎡）以上所有している世帯
または、生産緑地を所有している世帯

提出方法

調査票に押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては市ホームページや農地ナビで公開します。

※氏名・住所は公開されません。

農作業中の熱中症に 注意しましょう

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

- ◆熱中症になってしまったら
 - ・涼しい場所に避難する
 - ・衣服を脱ぎ、身体を冷やす
 - ・水分を補給する
- ◆自力で動けない、水を飲めない
意識がない場合は、直ちに救急隊を呼んでください!



農業機械の盗難に ご注意ください

全国的にトラクターなどの盗難事件が発生しています。盗難防止対策をし、不審者を見かけたら110番通報を!

- トラクターなどを田畑に放置せず、格納庫で保管しましょう。
- 格納庫には鍵をかけましょう。
- エンジンキーを本体に付けたままにせず、使用後は持ち帰りましょう。



詳しくは、農業者年金HP
(<http://www.nounen.go.jp>)へ

農業者年金

検索



農業委員会だより第17号
編集委員

今川 修一 内田 栄作
黒須 邦昭 松本 弘道
大塚 忠男

- 農業者年金は、農業者のための安定した積み立て式の公的年金です。
- ◇加入のための要件
- 年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。
 - ◇年金の6つの特徴とメリット
 - ① 農業者なら広く加入できます。
 - ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です。
 - ③ 通常加入の場合、保険料の額は千円単位で月額2万円から6万7千円までの間で自由に決めることができます。
 - ④ 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金をご遺族に支払われます。
 - ⑤ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となるなど税制面の優遇措置があります。
 - ⑥ 一定の条件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

農業者年金に加入しませんか